

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市津田コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	津田コミュニティ協議会 (電話 662-0599)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 コミュニティ協議会、社会福祉協議会は利用料金を無料とする。 2 町内会、親子会、子供スポーツクラブおよび健康づくりの会、同好会などの利用料金は、通常の会議では5割引とし、飲酒を伴う反省会や懇親会などについては通常料金とする。 3 公的機関の利用など会長が必要と認めるときは、利用料金を減免できる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)